

1 研究の概要

(1) 研究主題

小・中学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための取組 — 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した合理的配慮の実践 —

(2) 主題設定の趣旨

〈インクルーシブ教育システム構築の動向〉

平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約が、平成26年に日本で批准されました。その第24条に、同条約が求めるインクルーシブ教育システムについて記載されています。インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされています。本県においても、平成27年10月に策定した「佐賀県特別支援教育第3次推進プラン」の中で、インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実を基本方針の一つとしています。

〈合理的配慮について〉

合理的配慮については、平成24年7月に公表された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」で以下のように示されています。合理的配慮とは、『障害のある子どもが、他の子どもと平等に“教育を受ける権利”を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの』であり、『学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの』⁽¹⁾。また、同報告において、「設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、『合理的配慮』の観点を踏まえ、『合理的配慮』について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。」⁽²⁾とあります。

平成26年5月現在で義務教育段階の全児童生徒数は1,019万人であり、年々減少傾向にあります。一方、特別支援学校や特別支援学級に在籍したり、通級による指導を受けたりしている対象者数は約34万人であり、年々増加傾向にあります。また、文部科学省調査(平成24年)から、小中学校の通常の学級に特別な支援を必要とする児童生徒の存在も明らかになっています。このような状況の中、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ仕組みを構築するために、特別支援教育に高い専門性を持つ教職員のニーズが高まっており、児童生徒一人一人の障害特性に応じた適切な指導及び必要な支援である合理的配慮の提供が求められていると考えます。

〈平成28年度の成果と課題〉

平成28年度に取り組んだ研究では、県内の小・中学校における、インクルーシブ教育システムの構築に関する状況を調査し、その結果を基に、同システムの構築に必要な合理的配慮の在り方を探りました。まず、実態調査の結果から、インクルーシブ教育システム構築における課題を明らかにしました。そして、明らかになった課題を踏まえて、PDCAサイクルの考え(合理的配慮の決定、提供、見直し、引継ぎ)を基にした、合理的配慮の提供の実践を提案することができました。しかし、校内における合理的配慮に関する正しい理解のための研修の在り方や校内支援体制の整備等、学校全体におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組という課題について、探ってい

く必要性を感じました。

〈研究のねらい〉

そこで本研究では、1年次の研究内容を基に、学校全体におけるインクルーシブ教育システム構築のための取組や、具体的な合理的配慮の提供の実践について探りました。また、1年次及び2年次の研究を基にした、小・中学校におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた取組を学校現場に広げるための方途を探りました。これらのことに取り組み、教育現場に広く発信していくことで、小・中学校におけるインクルーシブ教育システム構築の実現につながると考えます。

(3) 研究の目標

小・中学校において、インクルーシブ教育システムを構築するために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ上での課題を明らかにし、インクルーシブ教育システムの構築に必要な配慮や指導方法の在り方を探る。

(4) 研究方法

- ア 小・中学校におけるインクルーシブ教育システム構築に関する状況の調査
- イ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した、具体的な合理的配慮の実践及び有効性の検討
- ウ 学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の実践及び有効性の検討
- エ 小・中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組についてまとめたリーフレットの作成

(5) 研究内容

- ア 障害のある児童生徒への学習内容の変更・調整や指導体制の整備、個別の教育支援計画の使用等の状況について調査する質問紙を作成します。そして、県内の小・中学校の教育職員に対して調査を行い、インクルーシブ教育システムを構築する上での課題を明らかにします。
- イ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した、合理的配慮の実践に取り組みます。そして、インクルーシブ教育システムの構築に向けた、具体的な合理的配慮の提供について検証します。
- ウ インクルーシブ教育システム構築に関する理解啓発を図るための校内研修や、学校における合理的配慮提供の実践に取り組みます。そして、研究推進協力校の児童生徒や教職員からの調査等を基に、学校におけるインクルーシブ教育システム構築につながったかどうかを検証します。
- エ 1年次及び2年次の成果を基に、小・中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組をまとめたリーフレットを作成します。

(6) 1年次の成果と課題

ア 成果

- (ア) 県内の小・中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する状況の調査の実施
 - a 県内の小学校29校、中学校18校（調査人数：1,130人）を対象に、インクルーシブ教育システムの状況や同システムに対する教職員の意識を調査しました。調査結果から、「インクルーシブ教育システム及び合理的配慮に関する理解促進」「校内外における支援体制の整備」「合理的配慮のプロセス及び具体的な合理的配慮の在り方」についての課題を明らかにすることができました。
- (イ) 小・中学校におけるPDCAサイクルの考えを基にした合理的配慮の提供の実践例の提案

- a 小・中学校における、合理的配慮の決定、提供、見直し、引継ぎの実際を提案することができました。実践例として、小学校3校、中学校3校において、通常の学級や特別支援学級における、具体的な合理的配慮のプロセスについて、提案することができました。
- (ウ) 小・中学校における合理的配慮の具体的な実践例の提案
 - a 合理的配慮のプロセスだけではなく、学習面・生活面・行事等における合理的配慮の具体的な実践例を提案しました。それぞれの事例について、中心となる合理的配慮の提供については、授業案を作成し実践しました。

イ 課題

- (ア) 校内における合理的配慮に関する正しい理解のための研修や校内支援体制の整備等、学校全体におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組や、具体的な合理的配慮の実際について、探っていく必要があると考えます。
- (イ) 小・中学校におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた取組の充実を図るために、本研究の実践内容の学校現場への発信について検討する必要があると考えます。

《引用文献》

- (1)(2) 文部科学省 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』 平成24年7月

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm